

令和
6年4月～
適用

職業中の抑えん
ん世ことわんわん



タクシー・ハイヤー運転者の

改善基準告示が改正されます!

自動車運転者の労働時間等の基準が改正されます



日勤の1か月の拘束時間

改正前(月換算)

299時間

改正後

288時間

日勤の1日の休息期間

改正前

継続8時間

改正後

継続11時間を
基本とし、継続9時間

※隔勤については裏面を参照

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

